

## 「山ラー」ラーメンフェス企画運営業務委託 基本仕様書

### 1 委託業務名

「山ラー」ラーメンフェス企画運営業務委託

### 2 目的

山形市は、現在、総務省家計調査における中華そばの1世帯あたりの支出額（単年）が2年連続日本一であり、「ラーメンの聖地、山形市」を宣言し、ラーメンをきっかけとした地方創生の実現を目指している。このような中、多種多様な本市のラーメンを首都圏において提供するイベントを開催することで、本市のラーメン文化を広くPRし、本市への観光誘客を促進させ、地域経済の活性化を図る。

### 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月28日まで

### 4 業務内容

#### (1) 「山ラー」ラーメンフェスの開催

##### ア 会場

東京都立日比谷公園 にれのき広場【3, 660m<sup>2</sup>】(東京都千代田区)

上記の他、会場に隣接する芝庭広場(東側園路【1, 160m<sup>2</sup>】・西側園路【1, 160m<sup>2</sup>】)を使用することができるが、その際に発生する占用料金の支払は、本業務の中で行うこと。

※会場等については、別紙1「日比谷公園イベント会場エリア」のとおり。

##### イ 日時

###### (ア) 会場準備・設営

令和7年3月21日(金)午前 9時から(予定)

###### (イ) イベント実施

令和7年3月22日(土)午前11時から(予定)

###### (ウ) 会場撤去

令和7年3月23日(日) 正午まで(予定)

※上記日時に係る会場の仮申込みは市において実施済みであるが、詳細な時間等においては、提案内容を踏まえ最終申込の際に変更することができる。

##### ウ 業務内容

###### (ア) イベントの開催

###### ① ラーメン及びラーメン関連物産等の販売

###### ○出店者の選定

・イベント時にラーメンを提供することができる出店者を山形市内のラーメン店等から選定し、提案すること。

・ラーメン販売の出店者数は、最小で2店舗とし、それ以上の店舗数を選定・提案す

ることを妨げない。

- ・ラーメンの提供は、キッチンカーを使用することとし、それに必要な準備等は本業務の中で行うこと。
- ・ラーメン関連物産等の出店者数は、最小1店舗とし、それ以上の店舗数を選定・提案することを妨げない。販売するものは、ラーメン関連物産等の他、山形市のラーメン文化のPR、来場者数やラーメン提供数の増加等に資するものであること。

○会場設営及び撤去

- ・キッチンカーによりラーメンの販売ができるよう、給水、排水及び電気等必要な設備等を整備すること。
- ・ラーメン関連物産等を販売できるよう、必要な設備等を整備すること。

○出店者との調整

- ・イベント会場において、スムーズな運営が行えるよう事前準備を含め必要な調整を行うこと。

② 山形市PRブースの設置

○会場設営及び撤去

- ・会場内にテントやテーブルなど必要な設備等を設置し、本市の多種多様なラーメンを広くPRできる環境を整備すること。

○その他

- ・本PRブースは、市において運営を行う。

③ 上記①及び②に必要な備品等の調達

○ラーメン及びラーメン関連物産等の販売

- ・会場内にてラーメンを販売するために必要なキッチンカー 一式
- ・ラーメン関連物産等を販売するためにテント及びテーブル等の必要な設備
- ・その他、ラーメン及びラーメン関連物産等の販売に必要な備品等

○山形市PRブース

- ・PRを行うために必要なテント、テーブル及びイスを準備すること。
- ・最小1.5間×1間のテント1張、180cm×45cmの長テーブル3台及びイス6脚を準備すること。

④ 飲食スペースの設営

- ・会場内にテーブル及びイスを設置し、100人程度が飲食できるスペースを確保すること。
- ・雨天時等でも対応できるよう、飲食スペースにはテント等を設置すること。

⑤ その他

- ・会場の使用にあたっては、別紙2「日比谷公園 イベント等占用に係る留意事項」を遵守する他、東京都建設局ホームページに掲載されているイベント開催にあたっての推奨事項等各種資料を確認の上、イベントの運営を行うこと。

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jimusho/toubuk/event> (東京都建設局ホームページ)

- ・来場者が会場の情報を把握できるよう、会場レイアウト図や会場案内の看板等を作成

し、設置すること。

- ・ゴミ捨て場を設置し、ラーメン等の食べ残しも含め、適切にゴミの収集、分別及び処理を行うこと。
- ・会場内での汚水処理は、グリストラップを設置するなど適切に汚水排水を処理すること。
- ・会場申込及び会場占用料等の支払は受注者が行い、本業務の中で行うこと。

(イ) イベントの運営

① 警備・スタッフの配置

- ・会場設営から会場撤去までの夜間を警備する人員を配置すること。
- ・会場及び来場者を整理するなど必要な運営スタッフを配置すること。

② 会場内の清掃

- ・適宜、会場内の清掃を行うこと。

③ 各種許認可等の申請及び届出

- ・食品営業許可
- ・露店等の開設届出
- ・排水処理等の相談及び許可申請
- ・その他、必要な許認可等の申請及び届出等

(ウ) 広報・情報発信

① チラシの作成・配布

- ・イベント及び山形のラーメンを首都圏へ広くPRするチラシ（A4／片面カラー）をデザイン・作成すること。提案者が想定するチラシの設置・配布場所等に応じて、必要部数を作成し、その内容を提案すること。なお、市が設置・配布するものとして200部準備すること。
- ・作成したチラシの電子データを活用し、市で運用するSNS等でPRを行うため、当該データを市へ提供すること。なお、作成するチラシデータは本業務とは別に今年度実施予定の「首都圏でのやまがたラーメンのPR広告」においても使用する。

② その他

- ・イベント開催を広くPRするため、上記チラシの作成・配布以外に効果的な広報手段があれば提案すること。

5 工程管理

業務実施からイベントの開催までのスケジュールを定め、提案すること。

6 成果品の提出

上記4の業務内容について、実施報告書を作成し提出すること。

7 受託者の責務

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり関係法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。特に個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法令等に基づき十分留意すること。
- (3) 業務履行にあたっては、本市担当職員と十分協議を行うとともに、その進捗状況に合わせて

定期的に打合せを行うものとする。

## 8 その他業務遂行における注意事項

- (1) 受託者は委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 本業務によって得られた成果物に係る受託者に帰属する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、第三者に帰属するものを除き、市に帰属するものとする。また、受託者は、あらかじめ市から書面による同意を得た場合を除き、著作者人格権（著作権法第18条から第20条に規定する権利をいう。）を行使しないものとする。なお、受託者は、成果物に係る第三者に帰属する著作権について、本業務における利用に関し、市が無償かつ無期限に利用できるように、当該第三者から利用許諾を得なければならない。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び疑義があるときは、市と協議の上決定するものとする。

# 日比谷公園イベント会場エリア

別紙 1

①にれのき広場 : 3660 m<sup>2</sup>

②芝庭広場（西側園路）: 1160 m<sup>2</sup>

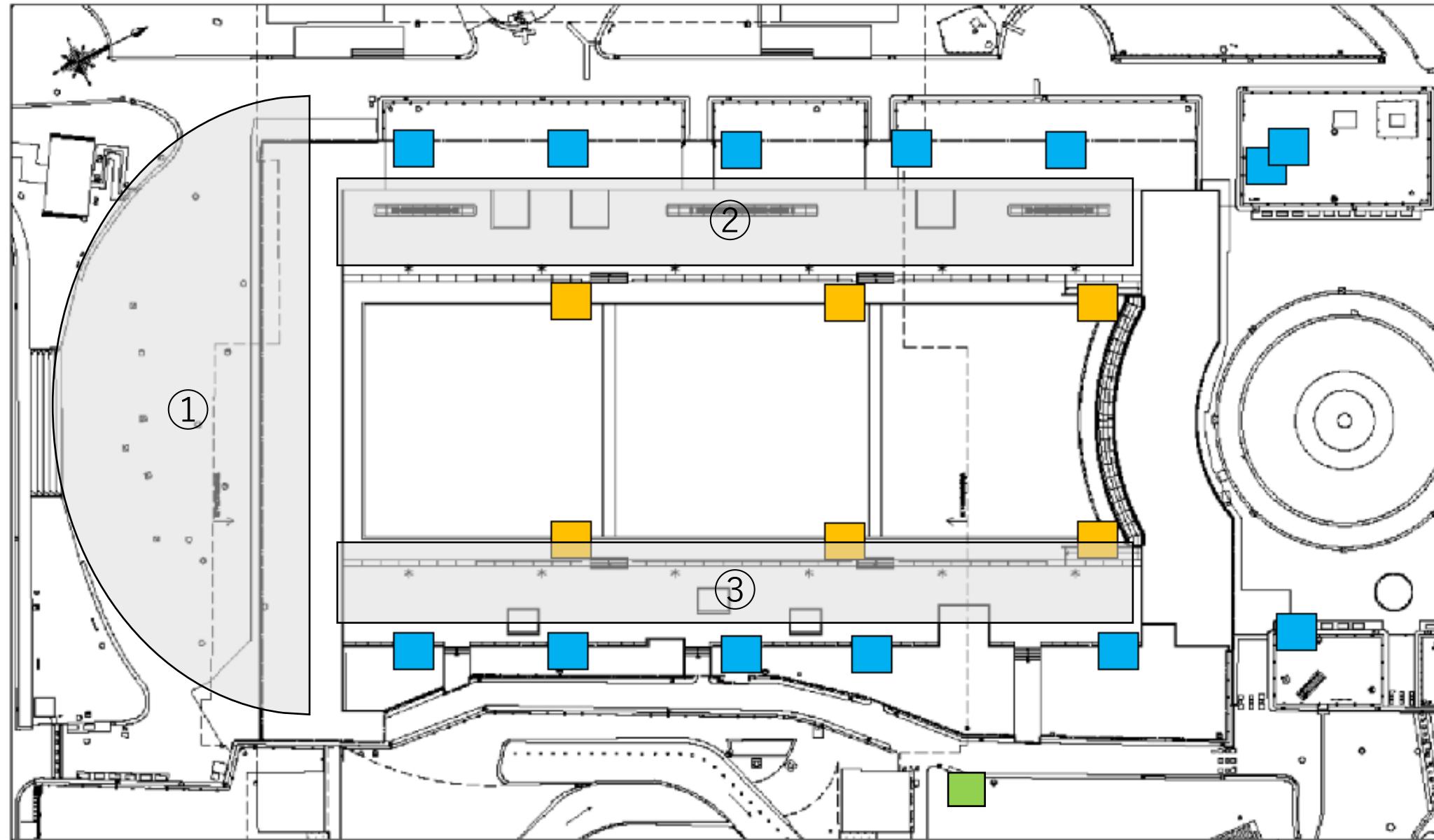
③芝庭広場（東側遠路）: 1160 m<sup>2</sup>

※占用料の算定：使用面積×占用料単価（34円）×日数

◆水道栓 : ■ 13箇所

◆コンセントボックス : □ (15A×2口) 6箇所

◆排水 : ▲



令和6年10月15日改訂

## 日比谷公園 イベント等占用に係る留意事項

公園利用者やイベント来場者、公園内外を含めた施設の安全と快適性の確保のため、主催者は以下について必ず確認のうえ、スタッフ、出店者、施工業者等を含めたすべての関係者への周知と徹底をお願いします。

### 1. はじめに

- ① イベント等の開催を通じて、すべての関係法令及び、許可条件を遵守してください
- ② 安全対策を徹底するとともに、利便性や日比谷公園の景観に配慮した施工をしてください  
(日比谷公園は千代田区景観まちづくり条例での美観地域重点地区です)
- ③ 施設の破損・汚損等があった場合は、速やかに安全を確保し、現状復旧してください
- ④ 苦情や事故等が発生した場合は責任をもって対応し、公園サービスセンター(以下、SC)に速やかに報告してください
- ⑤ 混雑や音響等の影響が予想される場合は、イベント会場周辺の各施設に事前説明を行い、必要な調整を行ってください(例:噴水広場・芝庭広場 ⇒ 松本楼・日比谷花壇ほか、にれのき広場 ⇒ 市政会館・日比谷図書文化館ほか、草地広場 ⇒ 日比谷パレス・松本楼ほか)
- ⑥ 大音楽堂(野音)、小音楽堂、日比谷門の宝くじ号出店等、周辺の使用状況について予め確認のうえ、必要な調整を行ってください
- ⑦ 設営から撤収までのすべてのスケジュール及び、配置図、連絡体制等を占用開始の1ヶ月前までに提出し、SCの確認を受けてください
- ⑧ パンフレット等一般のお客様に配る資料は事前に提出してください(来園者からの問合せ対応のため)
- ⑨ 当留意事項について疑義が生じた場合は、SCに確認のうえその指示に従ってください

### 2. 車両の搬入・搬出について

- ① 舗装や埋設管等の破損防止のため、車両は原則車両重量4t以下、最大積載量4t以下とします(やむを得ず超過する場合は事前にSCに報告してください。路面等に損傷があった場合は復旧していただきます)
- ② 移動目的の車両進入はできません(乗用車タイプ、タクシー、バイク等)。搬出以外は公共交通機関を利用ください
- ③ すべての通行車両を記載したリスト(車種・ナンバー・車両責任者等)及び、通行証のサンプルを事前に提出し、SCの確認を受けてください
- ④ 指定された出入口から搬出入してください(噴水広場 ⇒ 日比谷門、にれのき広場 ⇒ 新幸門、芝庭広場は要相談 ※霞門等を使用希望の場合は、事前協議のこと)
- ⑤ 各出入口に警備員を配置のうえ、車両のリスト照合を行い、一般車両の進入を防止してくだ

- さい（園内飲食店への搬入車両や、工事車両等については SC を案内してください）
- ⑥ 車両動線上にも誘導員を配置し、来園者の安全を確保してください
  - ⑦ 車両は、「通行証のフロント掲出」、「ハザードランプの点灯」、「10 km/h 以下走行」を厳守し、来園者優先の運転に努めてください。アイドリングは禁止します。
  - ⑧ 占用区域外への進入や、園内駐車は認められません。搬出入後は速やかに退出してください
  - ⑨ 搬出入のスケジュール管理を徹底し、バラバラと通行しないようにしてください
  - ⑩ 車止めや鍵の管理を徹底してください。車止めを抜いている時は警備員が必ずいる状態を維持し、人がいない時は鍵を締めてください。鍵は必ず車止め側につけ、地面に放置しないでください。
  - ⑪ 上記の内容が徹底されない場合は、鍵を SC に返却いただき、毎回 SC に取りに来ていただくようになりますので、ご注意ください。

### 3. 設営・撤収作業について

- ① 安全確保のため、作業区域は柵等でしっかりと囲い、立入禁止措置をとってください
- ② 周囲には十分な来園者動線を確保し、迂回路等の案内を掲示してください。迂回同線は自転車同士が安全にすれ違える程度の幅をもたせてください。見通しが悪くなる配置になる場合は、警備員を立たせてください。
- ③ 配管等は必要最低限とし、車イスやベビーカー等の通行に支障がないよう養生してください
- ④ 桁蓋（マンホール、ハンドホール等）は十分な養生を行い、車両の乗上げや工作物の設置を禁止します
- ⑤ 資機材は放置せず、やむを得ず留め置く場合は柵等でしっかりと囲ってください
- ⑥ 設営物は飛散、倒壊、破損等がないようウェイト等を用いて十分安全対策を講じてください
- ⑦ 園路灯、樹木、柵、ベンチ等への工作物、旗等の固定や荷重負担を禁止します
- ⑧ 噴水について安全や衛生面の理由から稼働停止を希望する場合は、事前に申し出てください
- ⑨ 夜間、設営物や資材を留め置く場合、ガードマンを必要数配置し、安全を確保してください

### 4. 上下水道と電気（コンセント）の使用について

- ① 園内の上下水道を使用される際は、事前に使用届を提出したうえで、指定された箇所に配管してください
- ② 給水にあたっては子メーターを設置し、使用前に SC 立合いのもと数値を確認してください
- ③ 排水にあたってはグリストラップを設置し、油汚れや固形物等を排水栓に流さないよう対応を徹底してください。
- ④ 排水を園路や広場などにそのまま排出することは禁止します
- ⑤ 園内の水飲みやトイレの手洗いなど、子メーターの接続されていない水道施設での水汲みや洗い物、汚水や油の排水などは絶対におこなわないよう、全ての出店者に周知してください。
- ⑥ 撤収時は SC 立合いのもと子メーターの数値を確認し、後日、使用報告書を提出してください。使用報告書に基づき別途、水道使用料を請求させていただきますので遅滞なく納付してください。

- ⑦ コンセントからの電源を使用した場合は、予め設置されている子メーターの数値を確認し、使用報告書を提出してください。使用報告書に基づき別途、電気使用量を請求させていただきますので遅滞なく納付してください。

## 5. 飲食物提供・清掃について

- ① 飲食物の提供にあたっては、保健所に必要な申請を行い、確認を受けてください
- ② 調理・飲食ブースその周囲 1 m 程度、ゴミステーションの床面をコンパネや厚手のシートで養生し、油汚れ等を防止してください。
- ③ 安全面への配慮から、ガラス製のボトルやグラス等の扱いを原則禁止します。使用する場合は事前に SC に申し出たうえで使用し、芝庭広場への持ち込みは、万が一割れた際に、芝生地の復旧ができない為、禁止します
- ④ 会場内にゴミステーションを設置し、毎日、回収・搬出してください
- ⑤ 占用エリア外についても、イベントに関するゴミの回収及び、清掃を徹底してください
- ⑥ 来場者が食べ残し等を排水枡やトイレに流すことがないよう、管理を徹底してください
- ⑦ イベント終了後は溶剤、ブラシ、高圧洗浄機、ポリッシャー等の適切な用具にて清掃を行い、現状復旧し SC の確認を受けてください。なお、濡れた路面、夜間は復旧状況の確認ができませんのでそれも踏まえ復旧確認日をご相談ください
- ⑧ 復旧が不十分な場合は再清掃を指示するため、速やかに施行方法や日時について SC と調整してください

## 6. 音響等の使用について

- ① 音響機器や楽器を使用する場合は、一般来園者や公園内飲食店等の営業に支障がないよう音量レベルには、常に細心の注意を払ってください
- ② 音量レベルは、ステージ前で最大80dB以下を遵守し、公園周辺道路・施設や公園内施設への騒音となる重低音等が確認できた場合は、使用中止を勧告することができるものとします
- ③ 音響等の使用できる時間は、原則として、平日は 16:00~20:30、土日祝日は 11:00~20:30 とし、リハーサル・式典 MC・BGM に限っては土日祝日の 9:00 から可能とします。

## 7. トイレについて

- ① 来場者やアルコール等の提供によって、トイレの混雑が予想される場合は、仮設トイレを設置してください。
- ② 仮設トイレは原則水洗式とし、汚水枡の接続にあたっては衛生面や臭気等に十分留意すること
- ③ 会場周辺の既設トイレについても、占用期間を通じて1時間に1回以上チェックし、清掃及び、ペーパー補充を行うこと
- ④ イベント開催中は、会場周辺の多目的トイレの使用時間を延長するため、事前に SC から鍵を預かったうえで施錠方法等について説明を受けること

## 8. 火気・喫煙について

- ①火気の使用や、危険物（ガソリン、軽油等）の持込みがある場合は、事前に消防署に必要な申請を行い、確認を受けること
- ②発電機等を設置する場合は、消防署の指示に基づき周囲を養生すること
- ③各出店者が小型発電機や携行缶を持ち込むような場合も、主催者が管理を徹底すること
- ④ 喫煙所への案内など、施工業者や出店者をはじめ来場者を含めた喫煙マナーを徹底すること  
（協賛企業によるたばこ等の販売は不可）

## 9. 来場者管理について

- ①待機列等については、誘導スタッフやカラーコーン・バーを適宜配置のうえ混雑を防止し、安全や動線を確保すること
- ②混雑が予想される場合は、予め臨時駐輪場やベビーカー置場を設置し、誘導・整列を徹底すること
- ③占用区域外についても巡回を徹底し、草地広場へのアルコール類の持込みや、飲食店等のトイレ使用、ゴミのポイ捨て等の違反・迷惑行為を防止すること
- ⑤噴水、植込地等への来場者の立入りや、柵等の腰掛けを防止するため、事前に立入禁止措置を講じること

## 10. 連絡・取材対応等について

- ①占用期間を通じて対応可能な責任者名と携帯番号を複数、事前に届け出ること
- ②併せて、一般問合せに対応可能な電話番号を届け出のうえ、ホームページやチラシ等に明示すること
- ③拾得物の管理や、遺失物の問合せには責任をもって対応し、貴重品については速やかに警察に引き渡すこと
- ④ テレビ等の取材が予定されている場合は、事前にSCに届け出ること
- ⑤ 取材は占用区域内で行い、混雑・騒乱を誘発しないよう、主催者がマナーや節度を守って対応すること（広告宣伝行為は禁止）
- ⑥ 警察や消防に通報した場合は、速やかにSCにも連絡すること

## 11. 芝庭広場の芝生地の使用について

別紙「日比谷公園 芝庭広場について」を参照の上、厳守すること。

## 12. 災害時等の対応について

- ①地震等の発生時は、速やかに火気の取扱いを中止し、安全を確保すること
- ②来場者に対して周囲の建物や設置物から離れて安全な姿勢をとり、落ち着いて行動するよう呼びかけること
- ③荒天等が予測される場合は、予め飛散、倒壊、破損等の防止措置をとるとともに、中止や変更等についてSCに連絡のうえ、周知徹底を図ること

### 【主要施設の面積】

噴水広場： 整備工事のため利用不可

草地広場： 6, 000 m<sup>2</sup>

芝庭広場（東側園路）： 1, 160 m<sup>2</sup>

芝庭広場（東側園路）： 1, 160 m<sup>2</sup>

にれの木広場： 3, 660 m<sup>2</sup>

健康広場： 2, 200 m<sup>2</sup>